

人権の観点からの公的表現の手引き

第1章 基本的な事項	1
第2章 分野別の留意事項	
1 男女共同参画の観点から	4
2 高齢者や障がいのある人の人権の観点から	7
3 同和問題解決の観点から	11
4 多文化共生の観点から	12
5 多様な家族のあり方の観点から	13
6 著作権・肖像権・個人情報保護の観点から	14
7 市民との共創・協働の観点から	15
8 その他	16
補足 ～申請書等の様式について	18
第3章 よりよい表現とするために	19
資料 (関係課)	20

松 江 市

第1章 基本的な事項

1 作成の趣旨

松江市から市民の皆さんに向けて、毎日のように、多くの情報が発信されています。その媒体も、広報誌、パンフレット、ポスター、一般文書などの印刷物をはじめとして、ホームページや SNS などのインターネット上の情報、さらには、イベントや展示などの複合的な情報など、多くの形態があります。

メディアと言えば、放送、新聞などがすぐに連想されますが、発信する情報の多様さ、人々の意識形成に与える影響の大きさなどを考えると、行政機関もメディアの一つであると言えるでしょう。

そのような中、私たちが何気なく使う言い回しやイラストなどが、結果的に、差別や偏見を助長したり、固定的な考え方の押しつけになっていたりすることがあります。また、市民の皆さんには、様々な立場の方々がいらっしゃいます。発信者にとっては、何も問題がないと思える表現でも、立場が変われば、不愉快であったり、理解しづらいこともあります。

民間メディアでは、表現の自由が最大限尊重されるべきですが、その民間メディアにおいても、近年は、人権や企業の社会的責任（CSR）の観点が重視され、表現にも慎重な配慮がなされる傾向にあります。

ひるがえって、私たち行政の発信する情報表現においては、常に、行政としての中立性、公平性、人権施策・福祉施策との整合性が求められています。また、私たち公務員は、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年閣議決定、平成 23 年一部改訂）」において、「人権にかかわりの深い特定職業従事者」に指定され、人権に関して重大な責任があるとされています。

以上のことから、私たちが情報を発信する場合は、内容はもちろんのこと、その表現手法についても行政としての責任と社会的影響を踏まえた、民間メディア以上の配慮が必要となります。

このような状況を踏まえ、職員の皆さんが情報発信するときの手引きとして「人権の観点からの公的表現の手引き」（以下「手引き」といいます）を平成 17 年に作成（平成 25 年に一部修正）しましたが、その後、人権と表現をめぐる状況も大きく変わってきています。そこで、今回、手引きを全面改訂することとしました。

2 手引きの性格

「人権」というと、ともしれば抽象的にとらえられがちですが、私たちの毎日の業務や言動は、すべて密接に人権に関わっています。とくに「表現」は、すべての職員に関わる具体的な業務です。私たち一人一人の人権感覚が最終的に具体的な表現の形で表れてきます。

この手引きは、問題となる表現を言い換えるためのマニュアルではありません。単に「問題表現を言い換えればよい」のではなく、「このような表現がなぜ問題となるのか」、「表現を見直すことにどのような意義があるのか」、表現という具体的な行為を通じて、改めて人権について考えてみてください。そして、職場内で大いに議論をしてみてください。

重要なことは、表現をきっかけとして、私たち一人一人が、人権感覚を磨き、様々な人権課題について一層の認識を深め、日常業務全体を人権の観点で見直すことです。そのきっかけとなるよう、職員向けの人権啓発資料としてこの手引きを作成しました。

3 対象

松江市が発信するあらゆるメディア・表現が対象となります。

- 印刷物（広報誌、文書、ポスター、パンフレット、行政広告、行政資料など）
- 電子・インターネット媒体（web サイト、SNS、メールなど）
- 音声・視覚媒体（会議、イベント、広報番組など）
- 公共構造物（看板、表示、造形物、デザインなど）
- その他（直接対応、接遇など）

※ 印刷物やホームページだけがメディアではありません。私たちが日常的に作成する文書、公共構造物の表示やデザイン、会議等での発言や窓口での対応なども重要なメディアの一つです。メディア作成は、特定の職場や職員だけの業務ではなく、誰もが日常的に行っている業務です。

4 手引きの使い方

- 職員が常に身近に置いて、情報発信の際の手引きとしてください。
- 配布や掲示のため、イラストや文章の入った既製品を購入する場合は、手引きの趣旨に沿ってその内容を判断してください。
- 他機関からポスター掲示、資料配布等の依頼があった場合は、手引きの趣旨に沿って、配布・掲示の適否を判断してください。
- 各分野の留意事項についての詳細は、関係課に問い合わせてください。（巻末資料

参照)

- 指定管理者、業務受託者、松江市関係団体等に対しては、必要に応じ手引きを配布（又は松江市HPからのダウンロードを案内）し、趣旨を十分に説明してください。

※ 松江市HP掲載場所

総合メニュー > 暮らしのガイド > 市民相談・市民活動 > 人権 >
人権の観点からの公的表現の手引き

5 指定管理者、業務受託者、松江市関係団体等の皆さんへ

- この手引きは、松江市職員を対象として作成したのですが、松江市の施設の指定管理者、印刷・メディア作成などの業務受託者、松江市の関連団体等においても、情報発信にあたっては、松江市と同様の配慮が必要となります。
- 各事業者においては、業務の実施にあたり、この手引きの「松江市」、「行政」などを各事業者に読み替えてご活用いただき、人権に配慮した表現にご留意ください。

第2章 分野別の留意事項

1 男女共同参画の観点から

【問題点1】 男性を意味する言葉ですべてを代表させる表現

父兄、サラリーマン、フレッシュマン、キーマン など

【なぜ問題なのか】

男女双方を対象としているにも関わらず一方の性のみが対象であるかの印象を与えます。



【見直し提案】

男性名ですべてを代表するかの用語は、性別に中立な表現に変えましょう。

父兄 → 保護者 サラリーマン → 勤労者、給与生活者
フレッシュマン → 新入社員・新入職員、フレッシュパーソン
キーマン → キーパーソン

【問題点2】 性別によるイメージを固定化した表現

- ・ 男性を常にスーツ姿、女性を常にエプロン姿などで描く。
- ・ 家事、育児、介護をする役を女性として描く。
- ・ 職場などの光景では、営業、現場仕事、管理職を男性に、秘書や受付を女性として描く。
- ・ 繊細なことを「女性的」、豪快なことを「男性的」と表現する。
- ・ 簡単なことや軽い力でできることを「女性でも簡単に…」などと表現する。

【なぜ問題なのか】

男女の固定的な役割分担意識を強調すると多様性への配慮のない表現となります。行政としては性別による固定的な役割分担にとらわれない表現が求められます。



【見直し提案】

- ・ 男性も家事、育児、介護などに関わる姿を積極的に描きましょう。
- ・ 職業や職種を描くときは、男女が特定の職業・職種に偏らないように描きましょう。

【問題点3】男女が対等な関係となっていない表現

- ・名簿や出席者紹介などで、常に男性を先、女性を後にする。
- ・家族を描くときなどは、父親など男性が中心にいて、女性が周囲に寄り添う構図で描く。
- ・上司や議長役は、常に男性として描かれる。
- ・男性を女性より大きめに描いたり、男性が女性をリードする構図で描く。
- ・登場人物の男女バランスが大きく崩れている。 など

【なぜ問題なのか】

性別による能力や適性の優劣はありません。常に男性が優先・中心となっている表現が累積することで、女性が補助的な役割であるかのような意識が根付いてしまいます。



【見直し提案】

- ・名簿や出席者紹介などは、五十音順など客観的な基準に従いましょう。
- ・上司や議長役などにも女性を積極的に描きましょう。
- ・内容に応じて、性別と結びつけない様々な表現で描きましょう。

【問題点4】男女で異なった表現

- ・男性は「〇〇氏」だが女性は「〇〇さん」、男児は「〇〇くん」だが女児は「〇〇ちゃん」と表現する。
- ・女性会社員を「OL」、「キャリアウーマン」などと表現する。
- ・必要もないのに女性を示す言葉をつけて表現する。
女医、女流作家、女流画家、女性弁護士、女性社長 など

【なぜ問題なのか】

特に理由もなく、男性と女性で異なる表現をすることは、性別に関する公平性、中立性が問われることとなります。また、あえて女性を冠する表現は、これまで主に男性が担っていた分野に女性が参入したことを特別視する意識が潜んでいます。



【見直し提案】

- ・合理的な理由もなく女性を示す接頭語などはつけないでください。
女医 → 医師 女流作家 → 作家
※ 試しに「女」を「男」に入れ替えてみてください。「男医」、「男流作家」など表現に違和感があれば不適切な表現であるサインです。
- ・性別に中立な表現に心がけてください。各種資格や職業の名称も性別に中立な名称に改められています。
保母 → 保育士 看護婦 → 看護師
スチュワーデス → 客室乗務員（キャビンアテンダント）

※ ここでは、合理的な理由なく性別に関する接頭語をつけることの問題点を述べていますが、性別だけでなく、障がい、人種・民族などに関する接頭語についても同様です。合理的な理由なく安易にこれらの接頭語をつけないようにしましょう。

（例：盲目のピアニスト、黒人大統領、など）

【問題点5】注目を集めるための手段として女性を登場させる表現

- ・内容と無関係に若い女性が登場する。
- ・注目を集めるため、水着やミニスカートなどの若い女性を登場させる。

【なぜ問題なのか】

若い女性を（特に男性の）注目を集めるための手段として登場させる方法は、民間メディアではしばしば使われます。しかし、女性の身体的側面や若さのみが重要な要素であるかの意識を人々に与えます。特に性的な側面が強調されると不快感を抱く人々もいます。行政の表現方法としては適当ではありません。



【見直し提案】

- ・注目を集めるための手段として若い女性は登場させないようにしましょう。
- ・若い女性などが登場する場合は、内容との整合性を考えましょう。
- ・観光や施設紹介のパンフレットなどでは、若い女性だけでなく、多様な年齢・性別の人物を登場させましょう。

2 高齢者や障がいのある人の人権の観点から

【問題点1】「障がいを持つ」という表現

障がいを持つ人 など

【なぜ問題なのか】

障がいは自ら選択して「持つ」ものではありません。また「障がいを持つ」という表現からは、障がいを個人の問題に帰するイメージが強くなります。「障がいは個人の側に問題があるのではなく、社会の側に問題がある（医療モデルから社会モデルへ）」という今の障がい者政策の基本的な考え方とも相いれないものです。



【見直し提案】

・「障がいを持つ」という表現は使用しないでください。

障がいを持つ → 障がいのある

【問題点2】身体的なことを比喩に使う表現・慣用句

手落ち、手短に、市民の足、足がない など

【なぜ問題なのか】

身体的な比喩表現は、慣用句となっているものも多く、つい無意識に使ってしまいがちです。しかし、これらの表現は、障がいのある人に不快感・疎外感を抱かせることがあります。特に、障がいをマイナスイメージの象徴として利用している表現については、障がいに対する偏見を助長するおそれがあります。



【見直し提案】

・身体的な比喩表現・慣用句は、できるだけ使用しないようにしましょう。特に否定的な意味で使われる用語は使用しないでください。

手落ち → おちど・不備 手短に → 簡潔に・短時間で

市民の足 → 市民の乗り物・交通手段

足がない → 移動手段がない

【問題点3】 障がいや病気などを否定的なイメージでとらえた表現（旧称の使用）

痴呆、精神分裂症、精神薄弱、ノイローゼ、らい病 など

【なぜ問題なのか】

障がいや病気などを示す用語は、以前は、否定的・差別的なイメージの用語が使われていることがありました。これらの表現は、障がいや病気についてマイナスイメージを植えつけ、偏見を助長するおそれがあります。現在では、多くの用語が見直されています。



【見直し提案】

- ・ 障がいや病気などに関わる旧称は使用せず、新たな用語を使用してください。

痴呆 → 認知症 精神分裂症 → 統合失調症
精神薄弱 → 知的障がい ノイローゼ → 神経症
らい病 → ハンセン病

【問題点4】 「障害」を含む用語における「害」の漢字表記

- ・ 障害者、身体障害 など

【なぜ問題なのか】

「害」という漢字の否定的な印象が、障がいに対するマイナスイメージを植えつけ、偏見を助長するおそれがあります。



【見直し提案】

- ・ 「松江市『障がい』標記の取扱指針（H21.12.1）」に沿って、「障害」を原則としてひらがな表記の「障がい」に改めてください。

障害者 → 障がい者 身体障害 → 身体障がい
（例外：法令用語、制度・事業名、医療用語、人を表さないもの、等）

【問題点5】高齢者や障がいのある人のイメージを固定化した表現

- ・高齢者を腰が曲がり杖をついた姿など典型的・消極的な姿で描く。
- ・障がいのある人を、常に保護される姿で描く。 など

【なぜ問題なのか】

高齢者や障がいのある人の生活のあり方は、人それぞれに極めて多様です。高齢者や障がいのある人に対する固定的なイメージが累積することにより、その人の持つ可能性を否定し、単なる社会的弱者とみなしてしまう偏見を助長するおそれがあります。



【見直し提案】

- ・高齢者や障がいのある人が積極的に活動している姿を描きましょう。
- ・高齢者の服装や活動の内容を多様な形で描きましょう。

【問題点6】ユニバーサルデザインを考慮しない表現

- ・小さすぎる文字
- ・色の違いだけで情報を表現する。
- ・コントラストの差が小さい色同士を組み合わせた図やグラフ、文字
- ・音声読み上げへの対応が不十分なホームページ など

【なぜ問題なのか】

加齢などにより、小さな文字は読みづらくなってきます。また、色彩の認識には人により多様性があり（色覚多様性※）、色の違いだけを利用した表現では、情報が判別できない場合があります。視覚障がいのある人にとっては、音声読み上げが機能しないホームページからは情報を得ることができません。ユニバーサルデザインを配慮しないと、特定の人には伝わらない表現となります。



【見直し提案】

- ・できるだけ大きめで見やすいフォントを使いましょう。
- ・色を使った表現では、コントラストに差をつける、文字情報を添える、ふちどりをする、パターンを入れるなど、色だけに頼らない表現を心がけましょう。
- ・ホームページは、「松江市ホームページ作成ガイドライン〈ウェブアクセシビリティ〉」に準拠して作成しましょう。

※「色覚多様性」

色彩の認識が通常と異なることを、以前は「色盲」、「色弱」などと呼んでいましたが、現在、日本眼科学会では、「色覚異常」としています。しかし、「異常」の字句が否定的な印象を与えることから、日本遺伝学会は平成 29 年に「色覚多様性」の呼称を提唱しています。一方では、引き続き「色弱」が使われることもあり、現時点では、複数の呼称が並存している状況があります。

3 同和問題解決の観点から

【問題点】 歴史的資料等における同和問題に関する賤称語、差別の対象となった地域
の特定につながる表現、その他同和問題についての誤解や偏見につながる
おそれのある表現

【なぜ問題なのか】

- ・同和問題については、生活環境の整備や教育・啓発など、その解決に向けての取り組みが一定の成果をあげてきました。しかし、残念ながら差別はいまもなお存在しており、その解消のため、平成 28 年 12 月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたところです。
- ・このような中で、差別の温存、助長につながる表現が発信されることは、何人であっても決して許されるものではありません。
- ・現在、行政がこのような表現を発信することはあり得ないことですが、歴史的資料や文献の一部には、そのような表現が残っていることがあります。これらが十分な配慮がないまま公開された場合は、同和問題に関する誤解、偏見を招き、差別を助長するおそれがあります。



【見直し提案】

- ・歴史的資料や文献の公開・引用にあたっては、差別や偏見につながるおそれのある表現の有無を慎重に確認してください。確認にあたっては、安易に判断せず、必要に応じ専門家や人権男女共同参画課の意見を聞いてください。
- ・差別や偏見につながるおそれのある表現が含まれる場合は、文献の歴史的価値を尊重しつつ、適切な注釈や解説が必要です。場合によっては、公開・引用を制限する必要もあります。具体的には、人権男女共同参画課と協議のうえ対応してください。

※ 歴史的資料・文献には、同和問題以外でも、障がい、疾病、職業、外国人などに関して人権上配慮が必要な表現が含まれる可能性があります。これらの観点も併せて慎重に確認してください。

4 多文化共生の観点から

【問題点1】 民族、国家、外国人などを一面的に描いた表現

- ・外国人を示す表現に「青い目の…」という表現を使う。
- ・外国人のイラストを常に「金髪、青い目、尖った鼻」などの姿で描く。
- ・ある国や民族を描く場合、私たちになじみ深い民族衣装、髪型、顔の特徴等を強調するイラストでその国や民族を代表させてしまう。 など

【なぜ問題なのか】

世界には、様々な民族があり、また、多くの国では、国内に複数の民族や宗教が存在しています。類型的・一面的なイメージで外国人全体や国や民族を代表させてしまうことにより、国や民族についての正しい理解を損なうおそれがあります。



【見直し提案】

- ・外国人をイラストなどで描く場合には、多様な民族構成で描きましょう。
- ・特定の国や民族を描く場合には、関係者の意見を聴くなど十分に調査し、不十分な理解のまま類型的なイラストなどは使わないでください。

【問題点2】 地域、民族などの名称で差別的意味を含むものや、その国の人々に不快感を与える表現

満州、エスキモー など

【なぜ問題なのか】

民族、国家、地域などの名称の中には、私たちが慣れ親しんだものであっても、その国の人々にとっては、差別的な意味を含んでいたり、歴史的な理由などで不快感をもって受けとめられたりしているものがあります。



【見直し提案】

- ・国や地域などの名称は、正式な名称を使いましょう。
- ・略称を使う場合は、政府公式文書か報道機関で一般的に使用されている名称を使いましょう。

満州 → 中国東北部 エスキモー → イヌイット

5 多様な家族のあり方の観点から

【問題点】多様な家族のあり方を配慮しない表現

- ・子どもの保護者を「父母」と決めつけるような表現
- ・「片親」など両親の存在を前提としたような表現
- ・家族のイラストで、常に、両親と子ども2～3人の家族を描く など

【なぜ問題なのか】

- ・かつて高度経済成長時代には、夫婦と子ども2人で構成する「標準世帯」という概念があり、標準的な世帯として社会政策上の試算・推計等に使用されてきました。
- ・私たちが思い描く家族像は、ともすれば、この「標準世帯」のイメージにしばられがちです。
- ・しかし、現在、家族のあり方は、極めて多様化しており、世帯構成で最も多い世帯は「標準世帯」ではなく単身世帯です。
- ・子どもをめぐる状況を見ても、ひとり親世帯も多く、また、様々な理由で父母以外が養育者となっていることもあります。
- ・家族を類型的・一面的なイメージでとらえることにより、「標準世帯」以外の家族形態の人々に不快感・疎外感を与えるとともに、多様な家族のあり方への理解を妨げるおそれがあります。



【見直し提案】

- ・多様な家族のあり方に配慮した表現としましょう。
 - ・（保護者の意味で）父母 → 保護者、養育者
 - ・片親 → ひとり親
 - ・イラストなどで家族を表す場合は、できるだけ多様な形態で描く

6 著作権・肖像権・個人情報保護の観点から

【問題点1】他人（他機関）の文章、写真、イラストなどを許可なく引用、公開したり、外注で作成した印刷物のイラストなどを、ホームページなどで再利用する。

【なぜ問題なのか】

ほとんどの文章、写真、イラスト、映像、音楽などには著作権が存在します。著作権者の許可なく利用することはできません。また、市が発注した印刷物のイラストなども、契約で明記しない限り、著作権は受注者側にあります。許可なく二次利用はできません。



【見直し提案】

- ・文章、写真、イラストなどを利用する場合は、必ず著作権者に確認してください。

【問題点2】個人が特定できるような写真や個人情報を、本人の許可を得ないで印刷物やホームページなどに掲載する。

【なぜ問題なのか】

誰でも自分の肖像などを無断で公開されない権利があります。これらは、基本的な人権の一つとみなされています。また、個人情報保護法及び松江市個人情報保護条例において個人情報の適正な取り扱いが定められています。



【見直し提案】

- ・個人が特定できる写真などを掲載する場合は、本人の了解を得てください。
- ・個人情報は、個人情報保護条例に従って、適正に取り扱いましょう。

7 市民との共創・協働の観点から

【問題点1】市民と行政が対等でなく、行政が上位にあるかのような表現

- ・地元（町内会・自治会）におろす
- ・印鑑を持参してください（「持参」は謙譲語です）

【なぜ問題なのか】

自治の主体は市民です。心のどこかで「官が上で、民が下」という古い考え方が残っている場合は、市民との信頼関係を構築し、共創・協働のまちづくりを進めていくことはできません。



【見直し提案】

- ・市民と行政が対等な表現に改めてください。

地元（町内会・自治会）におろす → 地域の皆様（町内会・自治会）にお知らせする・願います

印鑑を持参してください → 印鑑をお持ちください・ご用意ください

【問題点2】行政用語、専門用語、カタカナ言葉の多用

【なぜ問題なのか】

私たちが日常業務で使っている行政用語は、そのままでは、市民の皆さんにとって意味がわかりにくいことがあります。また、カタカナ言葉には、その認知度が十分でない用語があります。これらの用語を多用すると、特定の人々にしか理解されない表現となるおそれがあります。



【見直し提案】

- ・行政用語、専門用語、認知度の低いカタカナ言葉は、別の表現に言い換えましょう。言い換えが難しい場合は、注釈などを加えましょう。

8 その他 ～しばしば問い合わせのある事例から

これまで各分野別の項目であげた事例の他に、しばしば問い合わせがある事例として「六曜・吉日」、「ご主人・奥様」、「差別化」の3項目について考えてみましょう。

いずれも、社会的には広く使われていますが、行政が使う場合には一考を要する表現です。

(1) 大安・友引などの「六曜」、「吉日」という表現

- ・大安・友引などの六曜は、一般に普及しておりカレンダーにも多く記載されています。
- ・しかし、六曜は、根拠のない迷信であり、伝統や宗教に裏打ちされたものではありません。
- ・同和对策審議会答申（昭和40年）においても、昔ながらの迷信などが同和問題を存続させている根拠の一つである旨が指摘されており、六曜もこのような迷信の一つです。
- ・「人権に関する市民意識調査」においても、六曜に対する考え方と人権感覚・差別意識は密接な関係があることが示されています。
- ・このようなことから、六曜を記載した情報を行政が発信することは、結果的に、差別につながるおそれのある迷信を行政が後押ししていることとなります。
- ・「吉日」、「お日柄」などの表現も六曜に通じるものです。



【見直し提案】

- ・行政が発行する文書・カレンダーには六曜を記載しないでください。
- ・六曜が記載されたカレンダーを窓口や市民が利用する場所に掲示しないようにしましょう。
- ・文書やあいさつで「〇月吉日」、「本日はお日柄もよく…」といった表現をしないでください。特に、案内状や儀礼的な場面で使われやすい表現ですので注意してください。

(2)「ご主人・奥様」という表現

- ・「ご主人・奥様」という言葉には、昔の家制度の概念が潜んでおり、現代の家族観や人権感覚とは、かけ離れたものです。
- ・夫婦のあり方も多様化しています。
- ・そこで、「つれあい、パートナーと呼ぼう」、という提案もなされています。
- ・一方で、「ご主人・奥様」は、敬意表現として定着しています。



【見直し提案】

- ・文字表現では「ご主人・奥様」は使わないでください。
- ・窓口など事務的な場面では「配偶者、夫、妻」などとしてください。
- ・話し言葉では、できるだけ「おつれあい、配偶者の方」などの表現を使いましょう。
- ・相手や状況によっては、これらの表現では敬意が十分に伝わらない場面もあります。このような場面で、必要最小限の範囲で「ご主人・奥様」を使うことは、現時点ではやむを得ないと思われれます。

(3)「差別化」という表現

- ・「差別化」は、マーケティングの分野で使われる用語ですが、最近では、一般的にも使われるようになってきました。
- ・都市間競争の中、「松江市が他都市との『差別化』を図っていく」ことについて市政の様々な分野で日々努力がなされていることと思います。
- ・この言葉自体には、差別的な意味はありませんが、一見すると差別を促すような字面になっていることから、差別を受けた体験を持つ人の中には、「この言葉を見聞きして不安感や不快感を覚えた」という声もあります。



【見直し提案】

- ・「差別化」の使用は、内部協議や関係者との間に留め、市民向けの表現では、「違い（特徴）を打ち出す」などの表現を使ってください。

補足 ～申請書等の様式について

この手引きは、行政が発信する情報について述べていますが、行政が様式を示して市民から提出していただく申請書等の様式についても人権の観点からの配慮が必要です。

(1) 性別欄

- ・性自認（こころの性＝自らが認識している性）と生物学的な性（からだの性＝戸籍上の性）は、すべての人が一致しているわけではありません。
- ・自らが認識している性別や外見が戸籍上の性別と一致しない人々の中には、性別の記載を求められることで、差別への不安や抵抗感などを感じる場合があります。



【見直し提案】

- ・原則として申請書等に性別欄を設けないでください。（法令の定めがあるもの及び性別を把握する合理的な理由があるものを除く）
- ・アンケートなどで統計的に性別を集計する必要がある場合は、男女の2択だけでなく例えば次のような工夫をしてください。

例1：4択式

性別：①男性 ②女性 ③その他 ④答えたくない

例2：自由記載を含む3択式

性別：①男性 ②女性 ③その他（ ）

例3：記述式

性別（ ）

※「男性、女性、その他」の3択式でもよいが「男女どちらかは選べない」と「答えたくない」とでは意味が違うため4択以上とするか自由記載欄を設けることがより望ましい。

(2) 続柄欄での子の記載（長女、二男、等の記載を求めること）

- ・家族や親子のあり方は多様です（p13 参照）。必要性がなく出生順や実子・養子の別などの詳細な親子関係の記載を求めることは人権上問題があります。また、不必要な個人情報の収集にあたります。



【見直し提案】

- ・原則として申請書等の続柄欄の子の記載は、単に「子」としてください。（法令の定めがあるもの及び詳細な親子関係を把握する合理的な理由があるものを除く）

第3章 よりよい表現とするために

～チェックシート～

第1段階 ～企画段階では

- 伝えたい内容は何か？
- 訴えたいこと、強調したいことは何か？
- 伝えたい対象は誰ですか？

第2段階 ～作成段階では

- 第2章の留意事項に配慮されていますか？
- 印刷・作成を外注する場合には、受託者にこの手引きの趣旨を十分に説明していますか？（特にイラスト等の作成）

第3段階 ～審査・点検段階では

- どのような立場の人が見ても、不快感、疎外感のない表現になっていますか？
- どのような立場の人が見ても、内容がわかりやすく伝わりますか？
- 誰にも共感が得られる表現になっていますか？

担当者・担当係だけでなく、職場の多くの人（できるだけ様々な年齢、性別の人）に見てもらってください。人権への配慮だけでなく、誤りの発見にも有効です。

迷ったとき・わからないときは

- 職場内で議論しましたか？

いきなり関係課に問い合わせるのではなく、まず職場内で十分議論してください。職場内での議論自体が、よい人権研修になります。

- 職場内で議論したうえで、関係課・関係機関・関係者などの意見を聞いてみましたか？

資料

関係課

分野・内容	担当課	備考
男女共同参画	人権男女共同参画課 55-5477	
障がいのある人	障がい者福祉課 55-5304	
同和問題	人権男女共同参画課 55-5426	
多文化共生	国際観光課 55-5175	
著作権・肖像権・個人情報	総務課 55-5114	
ホームページ作成（ウェブアクセシビリティ）	広報室 55-5125	
上記以外の分野 人権全般	人権男女共同参画課 55-5426	

人権の観点からの公的表現の手引き

平成17年3月 作成

平成25年3月 一部修正

平成31年1月 改訂

令和4年4月 一部修正

松江市人権施策推進連絡会
事務局：松江市市民部人権男女共同参画課
電話 0852-55-5426